

# 冬季休業期間における児童生徒の指導について

令和6年12月5日  
和歌山県教育委員会

## 1 感染症に関する健康管理について

- (1) 感染症の特性を踏まえた基本的な対策（うがい・手洗いや効果的な換気など）に取り組むこと。
- (2) 嘔吐や下痢等については、ノロウイルスによる食中毒の症状であることも多く、感染力が強いことから、集団発生の原因となりやすい。感染者の糞便、吐物及びこれらに汚染された物品や食品類が感染源となることから、次亜塩素酸ナトリウム等による消毒や手洗いの徹底等を周知すること。

## 2 生活と安全について

- (1) 早寝、早起きや朝食を摂る等の望ましい生活習慣が身に付くよう指導するとともに、自己の心身の状態に応じた体力の向上及び健康の保持増進を図り、自主的・自律的生活態度を育成するよう努めること。
- (2) 児童生徒が事件・事故の被害者とならないように、被害防止のための指導を徹底するとともに、児童生徒のSOSをすぐに共有できるよう保護者や関係機関と連携を深めておくこと。
- (3) 児童生徒に、交通ルールの遵守及びマナーの向上について、以下の内容を指導すること。  
**【自転車について】**
  - ・通行区分を走行し、逆走や並進をしないこと
  - ・運転しながら傘さし及びスマートフォン等の使用をしないこと
  - ・自身の安全を確保するために、ヘルメットを着用すること
  - ・駐輪の際に、施錠すること**【その他】**
  - ・歩行に際しては、「歩きスマホ」をしないこと
  - ・スケートボード等の使用は、車道や歩道ではなく、決められた場所ですること
- (4) 無断外泊や深夜徘徊等を非行の前兆と捉え、指導を徹底するとともに、外出するときは保護者に目的、行き先等を告げ、常に所在を明らかにするなど、日常生活の在り方について家庭と連携して指導すること。また、必要に応じて関係機関等と連携し、早期対応に努めること。

- (5) 児童生徒だけで行うイベント等は、軽率な行動に発展しやすいこともあるため、節度を失わないよう注意を促すとともに、事前に保護者の許可を得るなど十分に指導すること。
- (6) 大麻、MDMA、危険ドラッグ等の薬物汚染が中学・高校生を含む若者の間で全国的に広まっていることを鑑み、喫煙、飲酒等の防止も含めて、問題行動の防止について一層指導を強化するとともに、家庭や地域、関係機関との連携を密にすること。

### 3 学習について

学校の学習計画に関して、面談等の機会をとおして保護者の理解と協力が得られるよう努めるとともに、児童生徒一人一人に即した具体的な指導を行うこと。また、家庭学習の課題については、児童生徒が意欲をもって学習できるよう配慮すること。

### 4 携帯電話・スマートフォン、SNS等の利用について

インターネットの利用に関しては、ソーシャルネットワーキングサービス等（SNS等）を介した犯罪に巻き込まれる危険性や不適切投稿が及ぼす悪影響等を十分理解させた上で、フィルタリングサービスの利用促進や保護者への啓発等を行うこと。

また、スマートフォン向けアプリ及びオンラインゲーム等の長時間利用による心身への弊害、日常生活・学習習慣への悪影響が問題となっていることから、これらの利用時間を各家庭であらかじめ決めるなど、家庭でのルールづくりや適切な利用についても併せて啓発を行うこと。

### 5 相談機関窓口について

児童生徒に対して、どんなに小さなことでも心配なことや不安なことがある場合は、一人で抱えこまず、気軽に相談できる窓口（相談機関窓口の詳細は下記二次元コードを参照）があることを周知すること。

（児童生徒に対する周知用のチラシに関しては、冬季休業前に配布予定。）

○教育相談電話 和歌山県教育委員会

073-422-7000（和歌山市）

0739-23-1988（田辺市）

（月曜から金曜 9：00～12：00/13：00～17：00）

※年末年始（12/29～1/3）を除く。

○こどもSOSダイヤル 和歌山県教育委員会  
073-422-9961 (24時間対応)

○きいちゃんLINE悩み相談@

【相談できる人】

和歌山県内の国立・公立・私立の中学生・高校生  
(義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部・  
高等部を含む。)

(月曜から金曜 17:00～21:00)

※祝日を除く

○24時間子供SOSダイヤル 文部科学省  
0120-0-78310



(二次元コード)